

○佐賀県地域医療再生基金条例（条例第一号）

- 1 地域医療の課題を解決するため県が策定する地域医療再生計画に基づく事業（以下「地域医療再生事業」という。）の実施に必要な経費の財源に充てるため、佐賀県地域医療再生基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第一条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第二条関係）
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、地域医療再生事業の実施に必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。（第四条関係）
- 4 基金は、地域医療再生事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第六条関係）
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。